

上下水道局

更新日：令和5年5月17日

新型コロナウイルス対策に関する対応状況

○上下水道部の活動状況

- ・厚生労働省からの事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対する対応について」の周知を行った。※以後同様に実施（R2/2/3）
- ・第1回上下水道部会議を開催し、市本部会議の情報共有、上下水道部における対応の確認等を行った。主な議題は、①川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の報告 ②イベント、PR施設等の対応 ③厚生労働省、国土交通省等通知への対応 ③浄水場、水処理センター薬品の備蓄確認 ④職員への注意喚起など（R2/2/19）
- ・第2回上下水道部会議を開催し、市本部会議の情報共有、上下水道部における対応の確認等を行った。主な議題は、①川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の報告 ②BCPが発動された場合の業務継続性確保 ③時差勤務対象外の浄水場等運営要員の対応状況確認など（R2/2/26）
- ・第3回上下水道部会議を開催し、市本部会議の市立学校臨時休業措置について情報共有、プールの取扱等確認、3月3日開催予定の早朝管理職会議延期の決定等を行った。（R2/2/28）
- ・入江崎余熱利用プールを休館（3月3日～3月15日）した。（R2/3/2）
- ・第4回上下水道部会議を開催し、市本部会議の市立学校等の運営等について情報共有を行った。（R2/3/4）
- ・水道水の安全性について局ウェブサイトによる広報。（R2/3/4）
- ・入江崎余熱利用プールの休館を延長（3月16日～3月31日）した。（R2/3/11）
- ・第5回上下水道部会議を開催し、市本部会議のイベント等の自粛による影響、国通知による公共料金の支払猶予等について情報共有を行った。（R2/3/25）
- ・入江崎余熱利用プールの休館を再延長（当面の間）した。（R2/3/27）
- ・一時的に水道料金等のお支払いに困難をきたしている方に対し、支払い猶予の受付を開始した。（R2/3/31～）現在も継続中。
- ・第6回上下水道部会議を開催し、緊急事態宣言に備えて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の周知を図るとともに、緊急事態宣言時のBCP発動に関する考え方（案）を参考とした対応の方向性などを検討するよう指示した。（R2/4/1）
- ・第7回上下水道部会議を開催し、「特措法と緊急事態宣言」等に基づき周知を行った。また、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた緊急事態宣言及び本市における業務継続計画等を踏まえた職員の勤務体制について」に基づき、自宅待機や勤務ローテーションの考え方を周知し、引き続きBCP発動への対応の検討を指示した。（R2/4/7）
- ・第8回上下水道部会議を開催し、本市行政運営法針、出勤者7割減を実現するための在宅勤務等の推進に関する厚労省事務連絡等に基づき、勤務体制に関する庁内通知発出をもって出勤者減に取組む方針を決定した。（R2/4/14）

- ・本市行政運営方針等を踏まえた庁内応援・勤務体制の考え方等に則り接触機会の削減のための出勤者減を実施した。(R2/4/16～)
- ・検針員による対面業務(集金等)の縮小を実施した。(R2/4/16～)
- ・上下水道お客さまセンターの業務縮小のため、引越し手続きの電子申請等の誘導アナウンス・広報を実施した。(R2/4/20～)
- ・入江崎余熱利用プールをR2/6/1から一部再開(水泳教室以外の一般利用のみ)することを決定した。(R2/5/26)
- ・第13回上下水道部会議を開催し、市内の医療体制及び避難所開設運営マニュアル等の市本部会議の情報共有を行った。(R2/7/8)
- ・第14回上下水道部会議を開催し、市内の医療体制及び緊急経済対策の改定等の市本部会議の情報共有を行った。(R2/8/19)
- ・第15回上下水道部会議を開催し、市内の医療体制及びイベント開催制限等の市本部会議の情報共有を行った。(R2/9/16)
- ・入江崎余熱利用プールの水泳教室をR2/11/2から再開することを決定した。(R2/10/14)
- ・第16回上下水道部会議を開催し、市内の医療体制及び1都3県・国との合意事項を踏まえた対応等の市本部会議の情報共有を行った。(R3/1/6)
- ・1/7発出された政府の緊急事態宣言に伴う本市行政運営方針における庁内応援体制やBCP発動への備え、職場の感染防止対策として週1回程度の出勤抑制を局独自に実施した。(R3/1/15～)
- ・第17回上下水道部会議を開催し、市内の医療体制及びワクチンの接種体制に関する基本方針等の市本部会議の情報共有を行った。(R3/2/17)
- ・第18回上下水道部会議を開催し、市内の医療体制及びまん延防止等重点措置の実施等の市本部会議の情報共有を行った。(R3/4/19)
- ・第19回上下水道部会議を開催し、市内の医療体制及び緊急事態措置の実施等の市本部会議の情報共有を行った。(R3/8/2)
- ・第20回上下水道部会議を開催し、市内の医療体制及び市内経済の状況等の市本部会議の情報共有を行った。(R3/8/17)
- ・第21回上下水道部会議を開催し、市内の医療体制及び緊急事態宣言解除等の市本部会議の情報共有を行った。(R3/9/30)
- ・第22回上下水道部会議を開催し、感染防止対策の徹底について確認を行った。(R4/1/12)
- ・新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴い、保健所(高津区役所)へ応援職員を派遣した。
(R4/1/17～2/22)
- ・第23回上下水道部会議を開催し、市内の医療体制及びまん延防止等重点措置の実施等の市本部会議の情報共有を行うとともに、感染防止対策の徹底について確認を行った。(R4/1/21)

○業務執行体制確保に向けた検討・取組

- ・コロナ本部から新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保についての通知があり、以下の対応を実施した。
 - (1) 感染防止対策の徹底についての通知発出
 - ・基本的な感染症対策を徹底するとともに、業務継続に向け、ライフライン事業者としての職員の自覚と責任ある行動をするよう上下水道事業管理者名で通知した。(R4/1/12)

(2) 感染防止対策の徹底についての通知発出

- ・基本的な感染症対策を徹底するとともに、各職場において業務実態に合わせて創意工夫の上、業務に支障のない範囲で最大限、職員の接触機会の低減に努めるよう上下水道事業管理者名で通知した。(R4/1/21)

○感染症拡大防止策の実施

- ・新型コロナウイルス感染症防止対策として事業所の「換気の悪い密閉空間」を改善することを目的に、換気が十分に行われているかどうかを確認するための有効な方法として二酸化炭素濃度測定器を導入した。(R 4/1～)
- ・確実な業務継続を目的とし、職員向けに上下水道局で独自に抗原検査キットを調達した。(R 4 / 1 0～)
- ・窓口業務におけるパーテーションの設置及び換気の目安となる二酸化炭素濃度測定器の使用を当面の間継続することとした。(R 4 / 1 0～)

○オンライン会議を活用した感染防止対策（会場の分散化）の実施

- ・水質異常事態対応訓練では、オンライン会議を活用し、会場を分散化することで感染対策を実施した。(R4/3/3)

○マスク着用の考え方について

(1) 職員のマスクの着用について

- ・職場におけるマスクの着用は個人の判断によるものとした。(R5/3/13～)

(2) 業務の状況に応じたマスク着用の推奨について

- ・来庁した市民等が不安や心配を感じることはないよう、窓口や個室など十分な身体的距離が保てない環境で市民対応等が求められる場面や、重症化リスクの高い方と接する場合などは、マスクの着用を推奨した。(R5/3/13～)